

# 一般財団法人沖縄県看護学術振興財団助成金事業実施規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人沖縄県看護学術振興財団（以下「当財団」という。）が沖縄県の保健、医療及び福祉の発展に寄与するため行う沖縄県立看護大学（以下「看護大」という。）及び看護領域並びにその関連領域の教育、研究活動に対する助成事業に関し必要な事項を定めるものとする。

## (助成事業の種類)

第2条 助成事業の種類は、次に掲げるものとする。

2 看護大における助成事業は、次のとおりとする。

- (1) 保健看護啓発助成事業
- (2) 離島・へき地看護教育推進助成事業
- (3) 国際的保健看護人材育成助成事業
- (4) 看護学術書籍集積助成事業

3 看護領域及びその関連領域に携わる者の助成事業は、次のとおりとする。

- (1) 保健看護啓発助成事業
- (2) 離島・へき地看護教育推進助成事業
- (3) 国際的保健看護人材育成助成事業

## (助成事業の対象者)

第3条 前条に規定する助成事業の対象者は、別表1に掲げる者とする。

## (助成金の額及び対象経費)

第4条 第2条に規定する助成事業に係る助成金の額及び対象経費は別に定める。

## (助成金の交付申請)

第5条 助成金の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、対象となる助成事業募集期間内に所定の助成金交付申請書に必要な書類を添えて、当財団理事長（以下「理事長」）に提出しなければならない。

## (助成金の交付決定)

第6条 理事長は、前条による助成金の申請を受けたときは、当該申請書に係る書類等について、対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないか等を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに助成金の交付の決定をし、その決定の内容を助成金交付決定通知書により申請者に通知しなければならない。

## (助成金の交付条件)

第7条 理事長は、助成金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第8条 助成金の交付決定を受けた申請者は、対象事業が完了したとき、その成果等を記載した助成金事業実績報告書に必要な書類を添えて、理事長に報告しなければならない。ただし、理事長が不要と認めた場合はこの限りではない。

(助成金の額の確定及び通知)

第9条 理事長は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類審査により、対象事業の成果が助成金の交付決定の内容に適合するものであるか検査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 助成金の交付決定を受けた申請者は、助成金交付請求書により理事長に請求しなければならない。

(助成金の交付)

第11条 理事長は、前条に規定する助成金交付請求書を受け取ったときは、申請者に助成金を交付するものとする。

2 助成金は原則として精算払いの方法によるものとする。ただし、申請者の助成対象事業にかかる費用の負担を軽減するため、必要があると認める場合は、交付決定時に助成金の概算払いをすることができる。

3 前項の規定により、助成金の概算払いを受けようとする申請者は、その理由等を助成金交付請求書に明記しなければならない。

(助成金の交付決定の取消及び助成金の返還)

第12条 理事長は、助成金の交付決定を受けた申請者が、この規程に違反したとき又は、不正行為があると認めたときは、その理由を示したうえで助成金の交付決定を取り消し、若しくは、既に交付した助成金の全部または一部の返還を求めることができる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、助成事業の実施に必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、理事会の承認のあった日（令和5年3月9日）から施行する。

別表1（第3条関係）

第2条第2項の助成事業	対 象 者
保健看護啓発助成事業	<p>沖縄県立看護大学の学生及び院生</p> <p>沖縄県立看護大学理事長</p>
離島・へき地看護教育推進助成事業	
国際的保健看護人材育成助成事業	
看護学術書籍集積助成事業	
第2条第3項の助成事業	対 象 者
保健看護啓発助成事業	<p>(1) 沖縄県内在住者</p> <p>(2) 看護領域及びその関連領域に携わる個人（グループを含む）</p>
離島・へき地看護教育推進助成事業	
国際的保健看護人材育成助成事業	